

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	1	AIによる診断・検査・処方	医師を介さずAIが一定範囲の医行為（り患可能性のある疾患名提示、受診勧奨、処方）を行う	【社会的効果】定型的でリスクの低い診療はAIを活用して自動化することで、医師はより複雑な診療に時間を配分でき、医療資源の有効活用につながる。	個人に対し疾病の可能性の判断を提示する事は、医行為として医師の責任が求められる。このため、AI判断のみで個人に対して疾病罹患の可能性を示して受診勧奨や検査・処方を行うと医師法に抵触する。	・医師法第17条、第20条、第23条、第24条 ・政医発第1219第1号平成30年12月19日「人口知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」	患者背景や疾患を限定し、十分な試験実績を示した場合であれば、医師の介在なしにAI判断での診断・検査・処方を可能とする。その場合の責任はAI医療プログラムを提供する事業者・開発者が負うものとする。（AI診断プログラムのガイドライン、AI医師法を新たに設定し、基準を設ける。）	厚生労働省	「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示しているところ、AIを用いて医師でない者が診断や処方を行うことは、AIの判断に誤りがあった場合に患者に重大な健康被害を生じさせる恐れがあることから認められません。
福島県会津若松市	2	看護師の権限拡張	看護師による医療面接において一定範囲の医行為（罹患可能性のある疾患名の提示・受診勧奨・検査判断・処方）を行う。	【社会的効果】定型的でリスクの低い診療はAI補助などのもと看護師が行う事で、医師はより複雑な診療に時間を配分でき、医療資源の有効活用につながる。	個人に対し疾病の可能性の判断を提示する場合、医行為として医師の責任が求められる。そのため、看護師判断のみで個人に対して疾病罹患の可能性を示して受診を促したり検査、処方を行うと、医師法に抵触する。	・医師法第17条 ・保健師助産師看護師法第5条、第6条、第31条、第32条	患者背景や疾患を限定し、AI補助などで十分な試験実績を示した場合であれば、医師の介在なしに看護師による診断・検査・処方を可能とする。その場合の責任は、診療プログラムを提供する事業者・開発者が負うものとする。	厚生労働省	「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示しているところ、AIを用いて医師でない者が診断や処方を行うことは、AIの判断に誤りがあった場合に患者に重大な健康被害を生じさせる恐れがあることから認められません。
福島県会津若松市	3	薬剤師の権限拡張	地元の薬剤師が患者と対面の上、一定範囲の医行為（リフィル処方箋、薬効維持目的の用量調節、自己採血キット使用の補助、予防接種）やオンライン医療の補助を行う	【社会的効果】地元の薬局薬剤師が患者対面にてオンライン医療を補助・補完する事で、患者利便性の向上、医療工システムの構築と医療資源の有効活用が得られる。	本邦では、処方権限は医師のみであり、常用薬で安定経過中のリフィル処方箋でも薬剤師が出すことは認められていない。採血や注射への関与は、自己採血・自己注射キットを用いた場合でも薬剤師では認められていない。オンライン診療の補助は看護師が患者といる場合の想定があるものの、薬剤師が患者といる場合は明確に想定されていない。	・医師法第17条、第20条、第22条 ・薬剤師法第1条、第19条第22条、第23条 ・薬機法第1条の5、第9条の3 ・薬機法施行規則第11条の9 ・オンライン診療の適切な実施に関する指針（看護師、准看護師に限定） ・保健師助産師看護師法第5条、第6条、第31条、第32条	オンライン医療と対面医療との円滑な連携をはかるため、薬剤師によるリフィル処方箋、薬効維持目的の検査と用量調節、自己採血キットを用いた採血、予防接種・自己注射の代行やオンライン診療の補助を可とする。	厚生労働省	ご提案の行為のうち採血等の医行為にあたる行為を業として行うことは、医師や医師の指示を受けた看護師等以外の者が行ってはならないこととされており、薬剤師は、薬剤師法等の関係法令上、医行為を業として行うことは認められておりません。医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力を確認するための国家試験に合格し、医師免許や看護師免許等を取った者でなければ我が国で医薬又は看護業務を行ってはならないこととしております。
福島県会津若松市	4	AIや事務員による電子カルテの事前代入力について扱いの明確化	AIや事務員による電子カルテの事前代入力の容認	【社会的効果】【経済的効果】AIやクラウドによる問診や所見が事前にカルテ入力され、医師がそれを確認・承認する仕組みであれば、医師の病状把握およびカルテ入力の効率性が向上する。24時間対応のオンライン服薬指導・調剤を行いやすくなり、従来救急受診していた病態の一部は、自宅からのオンライン対応で対処可能となる。薬剤師の在宅勤務が可能となり、薬剤師が不足する地域でも対応できる他、医療者の働き方の選択肢が広がる。薬剤師の対物業務負担が集約・効率化により軽減され、より対人業務に時間をかけられる。	診療録は医師の診察を経た上で基本的に医師が記載することが想定されているが、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として記載を代行することは可能とされている。しかし、現状では医師の診察中に代を入力するとの解釈が一般的であり、診察前にAIや事務員が整理した情報をカルテに下書きすることの可否は定まっていない。	・医師法第24条第1項 ・医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について（医政発1228第001号平成19年12月28日厚生労働省医政局長通知）	AIが代を入力したカルテを医師が承認するタイミング・期間（AIが記載後24時間以内、記載が更新された都度、レセプト処理前、請求時まで）や、AI記載済み・医師未承認のカルテを基に検査や処置等が行われた場合の扱いについて明確化する。	厚生労働省	診療録については、医師法第24条において、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない」と規定されております。また、「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示しているところ、AIを用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても医師がその最終的な判断を行う必要があります。そのため、AIや事務職員等が代を入力を行い、診察した医師が確認、署名（電子署名を含む。）を行っていない診療録に基づき、医師の指示を受けていない看護師等が検査や処置等のうち医行為にあたる行為を診療の補助として行うことは認められません。
福島県会津若松市	5	地域の薬局/事業者が協同で分業しながら処方箋に応需する仕組み	情報連携により、地域の薬局/事業者が共同で処方箋応需し、薬局・調剤機能を分業で提供できる仕組みを構築する。オンライン薬剤師・AIによる処方箋確認、在宅など薬局 実店舗以外の場所からのオンライン服薬指導、必要時の提携薬局等における対面対応の他、卸/配送センターからの直接配送を行う。現在、対面販売が必要な薬局医薬品・要指導医薬品について、オンライン購入・オンライン服薬指導を可とし、薬剤師1人あたりの処方箋40枚制限を撤廃して対物業務の集約による効率化を図る。	【社会的効果】電子処方箋(2023年運用開始予定)の仕組みと合わせ、受診・処方・薬の配送まで、自宅にしながら一気通貫の医療が受けられ、患者の利便性が向上する。24時間対応のオンライン服薬指導・調剤を行いやすくなり、従来救急受診していた病態の一部は、自宅からのオンライン対応で対処可能となる。薬剤師の在宅勤務が可能となり、薬剤師が不足する地域でも対応できる他、医療者の働き方の選択肢が広がる。薬剤師の対物業務負担が集約・効率化により軽減され、より対人業務に時間をかけられる。	薬剤師が調剤及びオンライン服薬指導を行う場所や、薬局医薬品販売については、対面の機能を持つ通常の薬局であることが求められている。また、薬剤師一人あたりの処方箋枚数は40枚と制限されており、効率的・柔軟な業務体制が取りづらい。	・薬機法第36条の9、第36条の10、第37条、第38条、第49条 ・薬局等構造設備規則第1条、第2条、第3条 ・薬機法施行規則第11条の11、第15条の12、第15条の13、第15条の14、第159条の14、第159条の15、第159条の16、第159条の17 ・薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条、第2条、第3条 ・オンライン服薬指導関係通知（薬生発0331第36号令和2年3月31日厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）	地域の薬局/事業者が協同で分業しながら処方箋に応需する仕組みを実現する。 -デジタル技術を用いた十分な情報共有が行われ責任を持つことが困難な事態が発生しないよう配慮した上で、調剤、服薬指導、必要時の対面を別の場所から行う事を可とする。 -オンライン服薬指導については、情報共有の仕組みを構築の上、薬局以外からでも施行可能とする。 -卸/配送センターからの直接配送を可能とする。	厚生労働省	薬剤師は服薬指導にあたって、オンラインでの実施の可否を判断しています。オンラインでの実施に支障が生じた際など緊急時には服薬指導を実施している薬局で、対面による服薬指導ができるように担保しておくことが患者の医療安全を確保する上で必要です。その上で、薬局外にいる薬剤師からのオンライン服薬指導を行えるようにするには、プライバシーの保護や患者情報の共有のためのセキュリティ確保に加え、物理的に離れた場所で調製された薬剤をどう扱うかなど様々な課題が想定されるため、慎重な議論が必要です。薬局医薬品は、医療用として医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものです。処方箋に基づく調剤及び薬剤の交付は、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や医療安全上の責任の所在が不明確であることから、認めることは困難です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	6	医薬品の特定販売（インターネット販売）時の実店舗要件・発送要件の緩和	医薬品の実店舗と紐付かないインターネット販売や倉庫等からの発送	【社会的効果】 【経済的効果】 医薬品の物流網を柔軟に構築でき発送コストの削減や時間短縮につながる。	一般医薬品はネット販売が可能だが、実店舗と紐付いた販売とする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 薬機法第37条、第49条 薬局等構造設備規則第1条、第2条、第3条 薬機法施行規則第11条の8、第11条の9、第11条の10、第11条の11、第15条の6、第159条の14、第159条の15、第159条の16、第159条の17、第159条の18 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条、第2条、第3条 	実店舗でなくとも、オンライン等で薬剤師による情報提供が可能で体制を整え、医薬品の管理や責任の所在を明確とすれば倉庫などからの配送を可とする。	厚生労働省	一般用医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家により、実地に管理された上で、販売される必要があり、ご提案の方法では医薬品の適切な管理や責任の所在が不明であることから、認めることは困難です。
福島県会津若松市	7	予防医療に対する保険適用	予防医療を保険診療内で行う	【社会的効果】 疾病の予防・早期発見プログラムの普及を促進し、地域全体で取り組むことで、健康寿命の延伸および医療費の抑制が見込まれる他、予防・早期発見に関する科学的根拠の創出が可能となる。	現在、疾病予防活動は自己責任の範疇とされ、保険診療が適用される範囲はほぼ疾病発症後となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第52条、第76条、第86条 高齢者の医療の確保に関する法律第64条、第84条 国民健康保険法第36条 	ライフログデータを含む多種類の健康関連指標を用いた早期発見・対処などの予防活動について、普及を促進するために地域医師等の監修・合意が得られたものにつき医療保険の適用とする事を認めて頂きたい。予防・早期発見プログラムのエビデンスは多数の年余にわたる観察を経てのみ得られることから、保険適用の判断時には厳密なエビデンスを前提とせず、経過中に得られたデータからエビデンスの創出を目指すものとする。	厚生労働省	自治体で実施できる事業であると認識していますが、公的医療保険制度は疾病に対する治療を保険給付の対象としており、未病段階での各種サービスを保険給付の対象とすることはできません。
福島県会津若松市	8	地域全体の健康増進アウトカムに対する保険適用	かかりつけ医単位や中学校区などの地域単位で医療アウトカム、健康スコアを評価し、改善に対して成果報酬を付与する。	【社会的効果】 医療行為の量に対する支払いから質を重視したモデルにシフトし、予防や健康維持に住民と医療者が協同して取り組むことで、健康寿命の延伸および医療費の抑制が得られる。	保健医療の報酬制度は全国一律の公定価格モデルとなっており、地域の状況に応じた医療機関の健康・予防医療への取組を評価する仕組みの上乗せは想定されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第52条、第76条 高齢者の医療の確保に関する法律第64条、第71条 国民健康保険法第45条 令和2年厚生労働省告示第57号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)」 	スーパーシティにおいては、保険診療の仕組みを活用しながらアウトカム評価に基づいた地域独自のインセンティブを医療機関へ付加する事とする。	厚生労働省	自治体で実施できる事業であると認識していますが、公的医療保険制度は疾病に対する治療を保険給付の対象としており、未病段階での各種サービスを保険給付の対象とすることはできません。
福島県会津若松市	9	海外で承認済みのヘルス関連IoT機器について商品名が特定される形で国内実証使用容認	海外承認済みヘルス関連IoT機器の実証使用において、実証開始後における商品名特定の必要性の明確化	【社会的効果】 市民の実生活の中での新規ヘルス関連IoT機器実証が行われ易くなり、より迅速なPDCAサイクルの回転や、市民が先進機器に触れることでデジタル社会への参加意識促進が得られる。	未承認医療機器の輸入は、臨床試験に使用する目的であれば許可されている。しかし、一般市民に対しその名称を明示した上で臨床試験への参加を募ることは、未承認医療機器の「広告規制」要件に抵触するまた、臨床試験としてのモニター募集時点や説明において、商品名の特定を避けることは可能と考える一方で、実証期間中に、アプリ・デバイスから商品名を特定できないようにすることは困難である。	<ul style="list-style-type: none"> 治験に係る被験者募集の情報提供の取扱いについて（平成11年6月30日医薬監第65号監視指導課長） 薬機法第68条 	海外承認済みのヘルス関連IoT機器の場合、商品名が特定されない形で性能を明示する事が困難であり、本取組における実証期間中は、商品名が特定されても差支えない運用とする。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品等の広告は、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号監視指導課長）で示しているとおり、①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること、②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること、③一般人が認知できる状態であることのいずれの要件も満たす場合、これを広告に該当するものと判断しています。 臨床試験としてのモニター募集後の実証期間中に、臨床研究の被験者に対して、研究の対象であるアプリ・デバイスを含む機械器具等を商品名を特定できる形で提供する行為は、上記のうち①の要件を満たさず、薬機法における医薬品等の広告に該当しないため、現状で可能です。
福島県会津若松市	10	医療広告規制範囲の明確化	医療広告規制の緩和とサービス利用データに基づく医療機関への動線創出	【社会的効果】 市民が医療サービスを選択する中で有用と考えられる情報については規制せず開示することで、市民がより適切な受診行動をとることができ、医療資源が有効利用できる。	「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」においては、比較優良広告が禁止されている。	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第6条の5 医療法施行規則第1条の9、第1条の9の2 医療広告ガイドライン（医政発0325第11号令和3年3月25日厚生労働省医政局長通知） 	医療機関の広告に関連し、客観的に検証可能な内容は可とされているが、医師に対する患者評価の集計や掲載事業者が行った集計の結果など客観的に判断されるか不明なものもあり、添付の想定項目について可とされるか明確化を希望する	厚生労働省	<p>医療法第六条の五等による医療広告規制は、①患者の受診等を誘引する意図があること（誘引性）②医療若しくは歯科医療を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）のいずれの要件も満たす場合に対象となります。</p> <p>①でいう「誘引性」は、広告に該当するか否かを判断する情報物の客体の利益を期待して誘引しているか否かにより判断することとしています。そのため、自治体又は自治体が委託した第三者による広報は、医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどの場合を除き、①でいう「誘引性」の要件を満たさず、医療法第六条の五等による医療広告規制の対象とはなりません。</p> <p>なお、自治体による広報としては、医療法第六条の三の医療機能情報提供制度に基づき、福島県による検索サイトが運用されているため、参考にしていただければと思います。</p> <p>http://www.ftmis.pref.fukushima.lg.jp</p>
福島県会津若松市	11	オンライン診療・医療における医師の診療場所の制限撤廃	保険診療のオンライン診療・医療において、医師が自宅など診療所以外から診療を行う事を可能とする	【社会的効果】 デジタル技術を用いて、医師の所在を問わず診療を行うことが可能となれば、特に医師不足地域や交通の便が悪い地域において、医療資源の有効活用につながる。当直回数の減少などによる医師の超過勤務対策、離職防止、医療機関の医師確保困難への対策とも両立する。	保険診療において、オンライン診療は当該医療機関から行うこととされている。	<ul style="list-style-type: none"> 医師法第20条 医療法第1条の2 薬機法施行規則第15条の13 オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月30日付医政0330第46号厚生労働省医政局長通知） 	オンライン診療の適切な実施に関する指針の改定が見込まれているものの、医師の所在について緩和が行われない場合には、スーパーシティの取組においては可とする。	厚生労働省	<p>オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしており、オンライン診療を行う医師の所在については、「情報通信機器を用いた診療は、原則として、保険医療機関に所属する保険医が保険医療機関内で実施すること。なお、保険医療機関外で情報通信機器を用いた診療を実施する場合であっても、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿った診療が行われるものであり、情報通信機器を用いた診療を実施した場所については、事後的に確認可能な場所であること。」としている。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	12	包括的オプトイン	オプトインの原則を堅持する一方で、毎回細かい変更でオプトインをとることは、市民と企業の双方に負担になるため、市民の納得を大前提として、特定の目的に沿って包括的にオプトインをとる方法の在り方を検討する。再同意が必要な場合、都市OSを活用し、同意者の負担や漏れが減る方法を整備。	【社会的効果】 市民と企業の負担となる頻回、微細な変更でのオプトイン同意取得が不要となり、都市OSなどサービス利用時の煩わしさが軽減される。より広範なデータの活用が可能となり、リスク判定などの精度が向上する。	明示した利用目的の範囲において患者データを分析、活用することが許可されているが、利用目的をどの程度明示すべきが明らかでない。利用目的を拡張・変更する際には、再度同意の取得が必要だが、現状では連絡が付かない等で取得できないケースが多い。	●個人情報保護法第15条、第16条、第17条、第18条、第23条	利用目的や加盟事業者が一定基準を満たすことを担保したうえで、以下の運用とする。 -事前に第三者提供を行う可能性のある目的とその時点での関連事業者名を明示し、同意を取得する -該当条件が生じ、第三者提供が行われた後、該当した提供目的と提供先事業者名を利用者に通知する	個人情報保護委員会	○ ご提案は、個人データの第三者提供の具体的な運用に関するものと理解しました。その上で、以下のようなQ&Aをご参考に運用を具体化することが必要だと考えます。 ○ ただし、下記は個人情報保護法に関する一般的な解釈であり、都市OSの果たす機能や運営主体等の前提によって、適用される法令や整理等が異なるため、具体的に想定される事例について個別にご相談ください。 PPCビジネスサポートデスク 03-6457-9771 参考：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210930_APP1_QA.pdf (第三者提供の制限の原則) Q 5 - 8 本人の同意は、個人データの第三者提供に当たってその都度得る必要があるのですか。 A 5 - 8 必ずしも第三者提供のたびに同意を得なければならないわけではありません。例えば、個人情報の取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について、包括的に同意を得ておくことも可能です。 Q 5 - 9 第三者提供の同意を得るに当たり、提供先の氏名又は名称を本人に明示する必要がありますか。 A 5 - 9 提供先を個別に明示することまでが求められるわけではありません。もっとも、想定される提供先の範囲や属性を示すことは望ましいと考えられます。
福島県会津若松市	13	PHRを前提とした診療録等の地域医療情報連携の実現	患者が自身の健康増進や、公共の福祉の増進に寄与する目的に利用されることを前提に第三者提供に同意すれば、電子カルテ情報や診療録等が保管されているクラウドデータベースやデータ基盤から直接第三者が情報収集を行うことを可能にする。	本人の電子カルテ、診療履歴、健康情報等の情報を、第三者のヘルスケア企業等が提供する健康増進プログラム等に活用することができるほか、データに基づく新たなサービス創出につながり、地域住民全体の健康増進や患者体験・利便性の向上につながる。	患者が診療履歴の第三者提供を認めても、まず患者が管理するシステムなどに提供し患者から第三者に情報提供する運用とされており、クラウドデータベースを直接第三者が参照し、情報連携を行うことが認められていない。ガイドライン上、トラブル発生時のデータ復元等の緊急時か、法令による場合又は医療機関等の指示に基づく場合しか本人又は第三者に提供できず、それ以外は、患者本人を含め、第三者への提供は行わないものとされている。このため、例えば薬剤師が、患者にとってより効果の高い調剤や服薬指導等を可能とする目的であっても、電子カルテ等の診療履歴を把握することが困難となっている。	●個人情報保護法第15条、第16条、第17条、第18条、第23条 ●医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成29年4月14日個人情報保護委員会/厚生労働省） ●医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン（令和2年8月総務省）	患者が第三者提供の目的を理解し、その目的に即した第三者提供が行われるのであれば、クラウドデータベースやデータ基盤から電子カルテ、診療履歴等の情報を、直接第三者に対して提供しても差し支えないものとする。具体的には、薬剤師等が、クラウド上に格納されている他の医療機関で患者が受診した際の診療履歴等を第三者提供プロセスに則り、直接データベース上から参照すること等を可能とする。	経済産業省 総務省 厚生労働省 個人情報保護委員会	「患者が診療履歴の第三者提供を認めても、まず患者が管理するシステムなどに提供し患者から第三者に情報提供する運用とされており、クラウドデータベースを直接第三者が参照し、情報連携を行うことが認められていない。」という規制は「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」では行っており、クラウド等を直接第三者が参照することは認められており、実際に地域医療情報連携ネットワークなどで既に実現されており、すなわち、提案いただいた内容については、医療機関・薬局間及び患者の合意等があれば、現行制度下でも実現できます。
福島県会津若松市	14	一般社団法人によるデジタル通貨発行の実現	・店舗の決済手数料負担等の理由で地域のキャッシュレス化が普及しないため、地域や経済等の発展に包括的に貢献する一般社団法人がデジタル地域通貨の発行・運営を行うことで、地域が一体となって通貨運営を支える仕組みを構築し、決済手数料ゼロを実現しながら、市民、地域事業者中心の地域経済インフラを構築する。 ・デジタル地域通貨によって利用者の行動に応じたインセンティブ付与や、地域での買い物、行政支払い、給付受給などに利用できるようにする。	・地域一体運営で実現するデジタル地域通貨により、決済手数料をゼロにし、リアルタイムかつダイレクトに精算処理が行えるようになり、地方のキャッシュレス化が加速する。 ・地域や経済等の発展に貢献する法人（一般社団法人）を運営主体とした地域通貨発行により、デジタルデータの保護による信頼と安全性を確保しながら、他分野施策とも連動した地方創生が進む。	資金決済法第40条第1項において、「株式会社でないものは、内閣総理大臣は登録を拒否しなければならない」と定義されており、一般社団法人では登録ができない。	●資金決済法第40条第1項：株式会社でないものは、内閣総理大臣は登録を拒否しなければならない。	資金決済法第40条第1項を改正し、一般社団法人にも、登録を認めることを希望する。	金融庁	資金決済法は、資金移動業者の登録要件として株式会社であることを求めています（第40条第1項第1号）。 資金移動業者は、経済活動の基礎をなす社会インフラとして送金等のサービスを提供する事業者であり、事業が適正かつ確実に遂行され、利用者の保護が図られることが重要です。 こうした観点から、多様な資金調達手段による弾力的かつ機動的な業務運営や、会社法に基づくコーポレート・ガバナンス機能の活用による効率的な業務運営を期待できる株式会社であることを要件としています。 ご提案いただいたデジタル地域通貨事業については、同じ資金決済法に基づく前払式支払手段発行者として登録を受けるのであれば、一般社団法人を主体として実施することが可能であることから、デジタル地域通貨を前払式支払手段として発行することを検討いただければと思います。
福島県会津若松市	15	マイナンバー利用による地域全体でのワンストップの実現	法定利用事務に関連した行政手続きでマイナンバー利用ができないが、オンライン・デジタルにおいて個人をユニークに識別可能なマイナンバーはオンライン行政手続きと非常に相性が良いため、行政手続等に限定せず、官民間問わず本人のオプトインに基づいてマイナンバーの提供・収集・利用を可能とする。	【社会的効果】【経済的効果】 行政的続きのみならず、都市OSと連携するすべてのサービス/市民生活に関連するサービスにおいて、ワンストップが実現可能となり、市民の利便性向上はもちろんのこと、行政を含むサービス提供者の情報収集等のコストも大幅に低減する。	個人場号の利用範囲について、マイナンバー法第9条第1項から第3項及び別表第1において、個人番号利用事務及び個人番号関係事務の範囲は、社会保障、税及び災害対策分野にホワイトリスト方式で限定されており、多様な行政手続における一部しかカバーされていない。	●番号法第9条（利用範囲） 第15条（提供の求めの制限） 第19条（特定個人情報の提供の制限） 第20条（収集等の制限）	行政手続に限定しない、本人のオプトイン（明示的かつ事前の承諾）に基づくマイナンバーの提供・収集・利用について、番号関係事務に包含する形で整理 ・本人の意思による提供を許可（第19条） ・上記提供を受けたものは、オプトインを取得した範囲で番号関係事務として特定個人情報を利用可能（第9条及び第2条第11項）	デジタル庁	個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であってもマイナンバー法第19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。 これは、「個人番号は、悉皆性、唯一無二性、視認性を有し、「民－民－官」で流通するものであるため、より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高い」からとされる。 このため、本人又は本人が同意した事業者に対するものであっても、マイナンバー法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報の第三者提供を認めることは困難である。 なお、マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 ご提案の事業が、社会保障制度に関する事務その他これらに類する事務にあたるものかどうかを検討し、本規定の活用を検討いただきたい。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	18	モビリティ活用による分散避難と分散型支援（災害時における移動給油車両による直接給油の実現）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、自家用自動車に避難している車両に対し、可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続した形式では無く、米国等で既にサービス提供がされている直接給油可能な移動タンク貯蔵車両から直接給油を行う。 ・これにより、給油が必要な車両が列をなすのでは無く、駐車してある車両に対し効率的に給油が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難のあり方として、自家用自動車を活用した分散避難を検討しているが、一定期間の避難におけるエアコン等の使用により給油が必要となる。本提案の実現により、自家用車を活用した避難の分散化と非難生活の安定性が確保できる。 ・東日本大震災時に本市においても給油所に車両が列をなし、災害時にも関わらず順を争うような混乱が生じたが、本提案により、供給量に応じた適切な給油配分が行われることで、災害時の安定した供給体制の構築に繋がる。 ・なお、災害時を想定し開始するものであるが、本提案の実施を通じ、安全性を担保したうえで、過疎地域等への展開も見込む。 	<p>消防法第10条第1項ただし書きに基づく仮取扱いでは、災害時に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続した形式での給油しか認められていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成30年12月18日付け消防令第226号） ・震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱等の安全対策及び手続に係るガイドライン（平成25年10月3日消防第364号・消防第171号）において、災害時に直接給油可能な移動タンク貯蔵車両から直接給油が可能となる旨を記載する。 	<p>「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成30年12月18日付け消防令第226号）及び震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱等の安全対策及び手続に係るガイドライン（平成25年10月3日消防第364号・消防第171号）において、災害時に直接給油可能な移動タンク貯蔵車両から直接給油が可能となる旨を記載する。</p>	総務省	<p>消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく仮取扱いの例として、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成30年12月18日付け消防令第226号。以下通知という。）において、災害時に給油取扱所で燃料供給が困難となった自動車への給油を行う場合を示しているが、当該規定に基づく仮取扱いが可能であるのは、この通知に例示した場合に限られるものではなく、ご提案の、災害時における移動タンク貯蔵所から可搬式等の給油設備を接続せずに行う各車両への給油についても、可搬式等の給油設備を接続して行う場合と同様、十分な安全対策（例：静電気除去対策、車両衝突防止措置、危険物流出防止対策等）を講じた上で、消防法第10条に基づく仮取扱いを所轄消防長又は消防署長の承認を得ることで可能である。</p>
福島県会津若松市	19	自家用自動車やレンタカー等を活用した有償運送の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車やレンタカー等を有効に活用することができるようにすることで、増加する貨物需要に対応するとともに、少量の配達や買い物代行などの隙間的な需要に対応していく。 ・モビリティインフラ共通基盤を活用することで、運んで欲しい人と運ぶことが出来る人をマッチングさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、ネット通販やデリバリー等により貨物量が増加し、貨物事業用車のみでは、輸送力の確保が難しくなっていることへ対応できる。 ・遠隔診療や遠隔服薬指導等と連携し薬を配達するなど、少量かつニッチな輸送に対応するなど、コロナ禍における、非接触での新しい運送事業に繋げることができる。 	<p>自家用車等での貨物運送は、期間限定や過疎地域において限定的に認められているのみとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について(令和3年8月26日付け国自貨第52号の2)において、コロナ禍における生活様式の変化に伴うネット通販やデリバリー等による貨物量の増加を踏まえ、期間を限定することなく、また市街地においても、自家用車等での補完的な貨物運送を認める。 	<p>年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について(令和3年8月26日付け国自貨第52号の2)において、コロナ禍における生活様式の変化に伴うネット通販やデリバリー等による貨物量の増加を踏まえ、期間を限定することなく、また市街地においても、自家用車等での補完的な貨物運送を認める。</p>	国土交通省	<p>他人の需要に応じて、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、輸送の安全性確保や荷主保護等を図る観点から、道路運送法ではなく、貨物自動車運送事業法に基づき、貨物自動車運送事業として実施していただく必要がある。貨物の有償運送に係る自家用車の活用については、輸送需要が極端に増大し、事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難となる繁忙期に限り、貨物自動車運送事業者が安全面の指導を行うことを前提に、道路運送法に基づいて例外的に認めている。</p> <p>貴市のご提案の内容を確認させていただいた限りでは、貴市の提案する事業は貨物自動車運送事業に該当し、同法に基づく許可等が必要になると考えられる。</p> <p>同法では、貨物の運送に適した車両の確保のみならず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守に関して従業員に対する指導及び監督を行う運行管理者の設置 ・車両の点検及び整備管理に係る適正な体制の確保 ・適正な約款の整備 ・十分な損害賠償能力の確保 <p>等貨物自動車運送事業に適した体制の整備を求めているところ、同法の規制に服せず、これらの体制が整備されていない地域住民等による有償での貨物運送は、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があることから、引き続き認めることは困難である。</p>
福島県会津若松市	20	公用車や自家用車等のカーシェアリングによる移動の選択肢増加と資産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・貸渡登録されていない公用車や自家用車を、稼働していない時間帯にカーシェアリングの車両として活用することで、資産を有効に活用するとともに、利用者の利便性向上を図る。また、電動車×再エネと合わせて導入を進めることで、脱炭素・防災にも資する取組とする。 ・モビリティインフラ共通基盤を活用することで、提供できる車両と利用したい人をマッチングさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車は、土日祝日は基本的に稼働しておらず、セカンドカーは平日に稼働しないような状況において、資産の有効活用が図られる。 ・セカンドカーを各世帯の外出頻度に応じて安全機能が装備されたカーシェアに転換することで、保険的に複数台所有する地方都市（当市においては世帯平均1.8台）の家計負担の減少する ・車両総保有台数減少によるCO2 排出量の削減する ・車を持たない市民、観光客、出張者の移動の利便性が向上することで、市街中心部の回遊向上と活性化する ・鉄道、バス等との乗り継ぎ連携等により、移動の大動脈となる公共交通活性化および補助金負担の軽減する 	<p>道路運送法80条1項：公用車や自家用車等のカーシェアでの活用を想定していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法80条1項 	<p>道路運送法80条1項において、有償貸渡し事業の許可を受けた事業者が下記のような車両の管理・整備を行い安全確保を図って実施する場合については、カーシェア・レンタカー事業の許可を受けたものと同等とみなし、公用車や自家用車の活用を認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①期日までに貸渡車両として登録された自家用自動車の法定点検等を適切に実施する ②機器を搭載する等の方法で、貸渡車両として登録された自家用自動車の走行距離や時間帯毎の利用履歴を確認する ③自家用自動車の保有者や他利用者をマッチングさせるシステムの運営事業者をして、もしくは許可を受けた事業者自らが他利用者の本人確認を適切に実施する 	国土交通省	<p>自家用自動車の有償貸渡しの許可を与えるにあつては、許可基準（欠格事由の非該当、事故に備えた十分な補償を行う自動車保険への加入等）を審査の上、種々の許可条件（貸渡料金、約款の揭示、レンタカー車両の適切な管理、運輸支局に対する実績報告等）を付し、また、その違反時には行政処分を行う等により、レンタカー利用者の保護を法的に担保している。</p> <p>ご提案の事業は、自家用車の所有者である地方公共団体等が利用者から貸渡の対価を得て、特定の車両を多頻度で使用させる事業と推察される。たとえレンタカー事業者が法定点検を行う等の措置を行う場合であっても、車両所有者が許可なく上記事業を行う場合には、法定点検等の措置が適切に行われていない場合であっても行政処分等の是正措置を行うことができず、レンタカー利用者の保護を法的に担保することができないこととなる。したがって、上記事業を行うにあたっては車両所有者にレンタカー事業の許可を得て実施させる必要がある。</p>
福島県会津若松市	21	自律・自動飛行機能を備えたドローンによる輸送及び防犯、防災、警備利用（ドローンの有人地帯での目視外飛行の実現）	<p>衛星データ等を活用しながら、ドローンによる物資の輸送、警備、異常検知等を可能とする</p>	<p>物流、警備等の省人化による生産性向上が図られる</p>	-	-	<p>航空法の改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度が創設されレベル4飛行の実現が可能となるものと認識しているが、詳細な基準等について早急に示して頂きたい。</p>	国土交通省	<p>レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性を求めるとともに、万一不具合などが発生した場合に備え、あらゆる事態を想定した対策を講じることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行されます。</p> <p>なお、「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」での検討資料等は内閣官房HP内にて速やかに公開しております。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	22	個人や企業が所有する太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備において余剰となった電力を同一地域内での地産地消の目的で、電力を融通・販売	・土日や祝日などの非稼働日に、需要に応じて発電を抑えることで再生エネの発電能力を活用できずにいるところEVを含む蓄電池への充電需要を作るとともに、EVによる再生エネ電力の持ち運びにより、系統に影響を与えずに、個人または企業間で直接、余剰電力を融通する ・規制改革により、一定の条件において小売事業者の登録義務を免除することで、再生エネのPeer to Peer 取引を促進し、エネルギーの地産地消を推進するとともに、地域内での電力の融通をEV等を用いて可能にすることで、レジリエンス強化にも寄与	【社会的効果】 広域系統ネットワークに障害が生じた場合でも、その影響を受けにくい（レジリエンスの高い）電力取引が可能となる。 【経済的効果】 電力融通取引の実現により、再生エネの収益性が改善し、地域の個人や企業が太陽光発電を導入する可能性や機会が拡大する	電気事業法第2条の2において、「小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。」としているところ、個人や企業が地産地消となる電力を融通・販売する場合においても、現状は電気事業法で規定される、小売電気事業者のライセンス登録が必要となっており、専門性を持たない個人や企業登録要件のハードルが高い。	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法第2条第1項第1号 電気事業法第2条の2 	電気事業法第2条の2に「但し、一定の例外を認める（個人間取引ネットワークで一定程度のバランスが取れる場合において、小売事業者の登録義務を免除する）」との趣旨の内容の追記を希望する。なお、個人間取引ネットワークとは、複数の個人または法人の需要家が生産者を兼ねて、電力を取り出す枠組みであり、一定程度のバランスが取れる場合は、電力システムの安定性を担保するために、機器の制御もしくは一定程度のイン バランスの管理ができることを想定している。	経済産業省	ご提案にあるようなEVに電気を貯めて、別の需要地で放電する行為は、電気事業法に基づく小売電気事業者の登録の対象外である。
福島県会津若松市	23	再生エネ特定卸供給の全量引き取り義務の緩和及び回避可能費用の上限設定	・地域内の発電事業者（FIT電源）から、電力の地産地消目的で地域内のユーザーへと電力供給を実施する	【社会的効果】 地域内のユーザーに地産地消の電力供給という新たな価値を提供することで、地産地消の啓発と流通を促進する。 【経済的効果】 地域の地産地消目的での電力の小売流通メニューが選択可能になり地域電源由来の電力取引量が増加	現状、FIT契約（特定契約）に基づき一般送配電事業者が調達する再生可能エネルギー電気の用途で規定されている、小売電気事業者・スポット市場への供給または一般送配電事業者の自己使用の用途のうち、小売電気事業者へ再生エネ特定卸供給を行う場合には、全量引き取りを行う義務を課している。 さらには、回避可能費用（＝JEPX市場価格）をベースとした引き取り価格に合理性はあるものの、2021年初の市場価格高騰が生じた際には、FITの特定卸供給を用いた地産地消実現のインセンティブを損なうことになっている。	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項第2号 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第15条第1号・各一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款22-(1) 	1次卸先の小売事業者の地産地消電源導入の初期段階では発電量に比べて少量の需要が予想され、地産地消となる契約顧客数が時間の経過とともに徐々に地産地消の需要が増加するという想定。その場合には、小売事業者が全量引取ることにより必要以上に引き取ることとなり、地産地消以外の他の顧客への販売、またはマーケットへの転売が予想され、地産地消が進みづらい状況が生じる。従って、卸売段階から地産地消の需要見合いの必要分について、部分引取を可能とする措置を希望。1次小売事業者が一旦全量FIT電気の供給を受け、2次小売に転売することで供給する場合には、地域の特定電源との紐付けを可能にする措置を希望。 さらには、2021年初に市場価格の高騰が示したように、市場価格の行き過ぎた高騰は、回避可能費用（＝JEPX市場価格）をベースとした引き取り価格を理由に、FITの特定卸供給を用いた地産地消実現のインセンティブを損なうため、回避可能費用にFIT価格を上限とする措置を提案。	経済産業省	<p>現行制度において、複数事業者間で一つの発電所からの供給量を分割することが難しいことや契約関係が複雑になることなど、実務面を鑑み、部分買取は認めないこととし、代替手段として、あるFIT認定設備から発電される電気のすべてを一つの小売電気事業者が再生可能エネルギー電気特定卸供給により調達し、さらに別の小売電気事業者に当該FIT電気の一部を卸供給することは認められております。</p> <p>また、FIT制度は、発電事業者に対し、固定価格での買取を保証する制度であり、FIT制度の支援を受けた電気は、市場で適切な価格で取引され、差額を国民の負担する賦課金によって補填することで再生エネの導入を促進する仕組みとなっています。全面自由化の競争環境においては、電気の価値は市場で決まるため、FIT電気の価値もスポット市場連動とすることが原則であり、相対取引のような固定価格での取引や市場高騰時に小売事業者が市場価格より安く再生エネを調達できることを認めることはできず、FIT価格を上限とすることは適切でないと考えております。</p>
福島県会津若松市	24	平時の電力データ活用における個人のオプトイン時の例外適用	ユーザーデータは個人のものとの考えに基づき、ユーザーデータである電力30分値、行動データおよび電力契約データ等の個人情報について、ユーザーからのオプトインに基づき、需要予測精度の向上に用いる。	【社会的効果】 個人のオプトインに基づいて、個人の電力データが提供され、電力予測精度の向上により、再生可能エネルギーのバランスの安定化に寄与する 【経済的効果】 再生可能エネルギーが安定化することで、再生可能エネルギーの取引が増加することが期待される	持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ (https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf) (73頁は、「個人情報を含む電力データについては、この認定協会を介してのみ行うことができる」としており、オプトインに基づくデータ提供のケースと異なる想定をしている	-	2022年4月以降の新制度下においても、電力データの流通及び利活用は引き続き、認定協会を経由することなく、電気事業法との関係でも適法に実現できること、特に、市民（個人や法人を問わず、需要家）の指示により、同市民に小売供給を行う小売電気事業者が第三者（地域におけるデータ管理主体）に対して、同市民の電力データ（30分値、契約種別データ）を、認定協会を経由することなく、提供することができるよう明確化を願いたい。	経済産業省	2022年4月以降においても、現行と同様、需要家が契約する小売電気事業者に対し自身の情報（電力データ）を第三者に提供しよう指示し、当該小売電気事業者が個人情報保護法に基づき需要家の同意の下で第三者に当該情報を提供することは、電気事業法上妨げられません。
福島県会津若松市	25	民間主導でのごみ削減とリサイクル推進	中間処理業者による民間中間処分場（リサイクル施設）やごみを用いたバイオマス発電施設等の設置を促進し、民間事業者の新規参入を促進させ、焼却ごみ以外のリサイクルのルートを増やす取組	【社会的効果】 中間処理業者が民間中間処分場やバイオマス発電設備等の設置や新規参入を促進させる。リサイクルの細分化を行うことで、新たなごみのリサイクルの仕組みが生まれる。市町村の委託によるケースとは想定が異なり、民間主導でのごみ削減とリサイクル推進が期待される。 【経済的効果】 小規模自治体への民間中間処分場やごみを用いたバイオマス発電設備等の投資が促進される。具体的には、ごみを利用した民間発電所を想定しており、地方都市の事業所から一定の規模と品質の生ごみ等のごみ/資源を継続的に収集したいニーズと、地代の安価な近隣町村に発電所を設置したいとのニーズを両立させる。	一般廃棄物は、市町村の直営又は委託並びに許可事業者により収集・運搬が可能であるが、現状、民間の中間処分場を設置する場合には、市町村毎の施設規模が決まっており（処分規制：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項）、小規模な市町村では中間処分場の設置が進まず、リサイクルせずに焼却されることになる。加えて、市町村を跨いだ中間処分は、市町村間の協定が必要となり、運搬規制（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項）や処分規制にそれぞれ許可が必要となっていることから、広域でのリサイクルが進みづらい。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 	一般ごみの民間中間処分場の設置許可や、運搬および処分に関する許可について、市町村単位ではなく、市町村を跨いだ広域での許可を実現する。具体的には、小型家電リサイクル法のように国が広域に認可する仕組みを本市参加の一部事務組合構成市町村に適用可能となるように規制緩和（新法の適用）を頂くか、あるいは原料のごみを専ら物に加える。	環境省	市町村は、その区域内における一般廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有しており、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。かかる市町村の処理責任の趣旨に鑑み、委託又は許可等の手法により、各地方公共団体において適切に判断されたい。 なお、市町村を跨ぐ収集・運搬及び処分について、関係市町村間の協定は廃棄物処理法上必須ではないが、市町村は区域内の一般廃棄物の統括的な処理責任を有しており、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定した一般廃棄物処理計画により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保する必要があると、同条第3項に定めるとおり、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めることで、各関係市町村が定めている一般廃棄物処理計画に齟齬が生じ、当該市町村の区域内における一般廃棄物の適正な処理に支障を来さないようにする必要がある。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	26	教員間におけるデジタル教材共有による開かれた教育環境の実現	<p>・本提案は社会に開かれた教育を普及するため、教員または民間企業社員や地域住民等、教育を担当する者が製作したデジタル教材も、授業目的公衆送信補償金制度の対象として、教員等間での送信や利活用に関し、権利者許諾不要と出来な いかというものである。</p> <p>・具体的にはこのデジタル教材を活用し、製作に携わった以外の教員等が会津若松市内の他小中学校で、例えばディスカッション型授業によるコミュニケーション力の育成等での活用を想定している。</p>	<p>【社会的効果】 教員等教育を担当する者が製作した遠隔教育用デジタル教材や子どもが作成した著作物の学校間共有による社会的スキル教育の広域展開ができる。</p> <p>【経済的効果】 学校ごとに教員等がデジタル教材を作成した場合の教員の負荷削減ができる。</p>	-	-	<p>・本提案は社会に開かれた教育を普及するため、教員または民間企業社員や地域住民等、教育を担当する者が製作したデジタル教材も、授業目的公衆送信補償金制度の対象として、教員等間での送信や利活用に関し、権利者許諾不要と出来な いかというものである。</p> <p>・具体的にはこのデジタル教材を活用し、製作に携わった以外の教員等が会津若松市内の他小中学校で、例えばディスカッション型授業によるコミュニケーション力の育成等での活用を想定</p> <p>・改正著作権法第 3 5 条運用指針の授業目的公衆送信補償金制度に関する参考資料P38の ①初等中等教育を対象とした許諾の対象となる利用（ア）の早期の実現（時期の明確化）を希望する</p>	文部科学省	<p>著作権法第35条では、学校等の教育機関における教育の公共性と著作物利用の実態を踏まえた必要性に鑑み、特別に著作権者の権利を制限することで、非営利の教育機関における授業の過程で行う著作物の複製や公衆送信を無許諾で可能としています。その上で、著作権者の経済的利益と衝突しないために、必要と認められる限度において、教育を担当する者と授業を受ける者による複製や公衆送信のみに対して本条の適用が認められるとされており教員間の送信はこれに当たらないため同条の適用外となっています。</p> <p>なお、著作権法35条の適用外となるような使用想定であっても、例えば、市が主導して教材の開発を行い、開発の際の規約等で権利処理を行うことにより、当該教材の利用を円滑なものとするといったことも方策として考えられます。</p> <p>なお、3 点目のご意見については、授業目的公衆送信補償金の管理を担う文化庁の指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」において、一元的に権利処理を行えるライセンス制度が検討されています。</p>